

青森県農地中間管理機構農地中間管理事業応募要領

1 目的

農地の貸借を進める農地中間管理事業の実施に際して、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。）第17条及び青森県農地中間管理機構（以下「機構」という。）農地中間管理事業規程（平成26年3月27日青森県知事認可：指令第860号）第9条に基づき、農地の借受希望者を円滑に募集する方法を定めるものです。

2 募集の区域

募集の区域は、市町村又はこれより小さい区域（人・農地プランの地域等を参考に、空白域ができないように設定）とし、当該市町村の意見を聞いて決定します。

3 公募区域の説明

機構ホームページ（公益社団法人あおもり農林業支援センターで開設）で、市町村からの回答を基に公募区域毎に次の事項を公表します。

- ① 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
- ② 当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）

4 応募の方法

(1) 農地の借受希望者は、応募用紙に必要事項を記載の上、機構、機構地域担当（東青、下北を除く各地域県民局に駐在する機構事業推進員、以下、「地域担当」という。）、市町村の農政担当課へ持参又は郵送して応募します。また、機構へ直接電子メールで送信して応募することも可能です。

(2) 持参した場合は窓口にて、受付印（受領印等）を押印後、写しを当該応募者に渡します。

郵送による受付は、応募用紙に受領印を押印し、コピーしたものを郵送で返送します。

メールでの受付は、機構からメールで受付完了を返信します。

(3) 応募用紙は、機構ホームページ上で様式を出力できます。また、地域担当又は市町村農政担当課窓口で準備します。

(4) 市町村においては、受付後、当該応募者の情報をデータ入力して、定期的に巡回する地域相談員に提出します。

5 募集期間

平成26年度の借受希望者の募集は、4月下旬以降、機構が市町村の意見を聞いて、開始し、5月末、7月末、10月末、1月末に募集に応募した者及びその応募の内容に関する情報を取りまとめた上で公表します。他の時期にも必要な場合には、追加し

て取りまとめます。

平成27年度の取りまとめは、毎年5月頃と10月頃とし、他の時期にも必要な場合には、追加して取りまとめます。

平成28年度以降の取りまとめは、毎月、その月の前月の状況を取りまとめます。

6 募集者の確認内容

- ① 借受けを希望する農用地等の種別、面積、条件、希望する農用地等の条件
- ② 借受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- ③ 借受けを希望する期間
- ④ 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積、経営農地の所在等）
- ⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）
- ⑥ その他必要な事項（氏名又は名称、住所、経営主の年齢、中心経営体・認定農業者・認定就農者など担い手としての位置付けの有無、法人の場合は、さらに常時従事者名）

7 応募者の公表

応募内容から次の事項を整理し、機構ホームページで公表します。

- ① 氏名又は名称
- ② 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
- ③ 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- ④ 借受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

8 留意事項

- ① 応募内容の変更や取り消しを希望する場合は、その旨を機構、地域担当又は市町村農政担当課へ申し出する必要があります。
- ② 応募内容は、変更や取り消しの申し出がない限り、継続されます。
- ③ 応募用紙に公表に同意する・しないの意思表示をしてもらい、同意しない場合は受理できない旨を明示し、応募があった時点で、公表に同意したとして取り扱います。
- ④ 応募内容等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のためだけに利用します。

また、本事業の実施のため、出し手との交渉や、県、国への報告等で利用するほか、関係機関に提供します。

附則

平成26年5月8日制定

平成28年4月1日一部改正（要領名も変更）